

2023年2月1日

各位

株式会社関西みらい銀行

住宅ローンの「疾病保障付き団体信用生命保険」における引受条件緩和について

関西みらいフィナンシャルグループの関西みらい銀行(社長 菅 哲哉)は、本日よりカーディフ生命保険株式会社(社長 中村 望)およびカーディフ損害保険株式会社(社長 高屋 智行)が提供する住宅ローンの「疾病保障付き団体信用生命保険^{※1}」について、がん既往歴のあるお客さまもご加入^{※2}いただけるように、引受条件緩和の取扱い^{※3}を開始します。

➤ がん既往歴のあるお客さまへの「疾病保障付き団体信用生命保険」の提供は、関西初

従来はお引受けが困難であったがん既往歴のあるお客さまも、住宅ローン返済中の病気やけがに備える「疾病保障付き団体信用生命保険」へのお申込みが可能となります。

なお、がん既往歴のあるお客さまへの「疾病保障付き団体信用生命保険」の提供は、関西に本社がある銀行で初となります。本取組みを通じ、より多くのお客さまに安心して住宅を購入いただける機会を創出し、誰もが仕事も生活も充実させ、自分らしく活躍できる社会づくりに貢献します。

※1 「団体信用生命保険(一般団信)」とは、住宅ローンをご利用のお客さまが死亡・高度障害状態になられた場合に、保険会社から銀行に保険金が支払われ、住宅ローンを完済するものです。「疾病保障付き団体信用生命保険(疾病保障付き団信)」では、さらに三大疾病(がん・脳卒中・急性心筋梗塞)をはじめとしたすべての病気やけがを保障し、住宅ローンのご返済を支援するものです。

※2 「三大疾病重点型全疾病保障付き団信」に付帯する特約・特則「初回罹患特則プラン」および「特別条件付初回罹患特則プラン」

※3 特定のがん罹患歴のある方を対象とし、告知内容によりカーディフ生命・カーディフ損保が引受可否を判断します。

【特約・特則の概要】

初回罹患特則プラン	団体信用生命保険に加入後、新たながんに罹患した場合、保険金が給付されます。
特別条件付初回罹患特則プラン	団体信用生命保険に加入後、過去に罹患したがんとは別種類の新たながんに罹患した場合、保険金が給付されます。 (過去に罹患したがんの再発の場合、保険金給付対象外)

【一般団信と疾病保障付き団信の保障適用範囲の違い】



以上